

## 職務内容書（副理事長）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 副理事長

### 【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

当法人は、人類社会の福祉及び国民生活の水準向上に資する原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与することを目的として、原子力に関する基礎的及び応用の研究を総合的に実施する研究開発機関である。

公募対象の副理事長には、理事長を補佐し、機構業務を掌理するとともに、敦賀事業本部に関する業務を統括し、中長期目標を達成するための計画を確実に実施できる経営能力、実行力及びリーダーシップを有する者を求めます。

### 1. 機関名 : 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

(法人の業務概要)

当法人は、平成17年10月に設立された独立行政法人であり、我が国唯一の原子力の総合的な研究開発機関として、国の政策等に基づき、安全確保を大前提とし、原子力により国民の生活に不可欠なエネルギー源の確保を実現すること及び原子力による新しい科学技術や産業の創出を目指して、その基礎・基盤から応用・実用化までの研究開発を行うとともに、その成果等の普及を行い、もって人類社会の福祉及び国民生活の水準向上に寄与することを目的としている。当法人の役職員数は約3,100人である。

主な業務内容は以下のとおり。

- (1) 原子力に関する基礎的及び応用の研究を行うこと。
- (2) 核燃料サイクルを技術的に確立すること。
- (3) 前二号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (4) 放射性廃棄物の処分に関すること。
- (5) 原子力に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。

### 2. ポスト：副理事長 1ポスト1名

(任期1年：令和3年4月1日～令和4年3月31日)

### 3. 職務内容

法人の重要な経営方針の立案とその推進に参画するとともに、理事長を補佐し、当機構の

第3期中長期計画における研究開発成果の最大化の達成に向け、機構業務を掌理するとともに、敦賀事業本部に関する業務を総括する。ただし、任期中に担当業務の変更をする場合がある。

- (1) 理事長が定めるところにより、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- (2) 所掌に属する業務に関し、平成27年度から令和3年度までの中長期目標、中長期計画及び各年度計画に基づき、その達成に向けて的確に業務を遂行する。  
具体的には以下のとおり。
  - ア 安全を最優先とした上で研究開発成果の最大化を図るため、経営戦略の企画・立案や安全確保活動等の統括などの経営支援機能を強化し、迅速かつ的確な意思決定と機動的・弾力的な経営資源配分を行う。
  - イ 適切な経営管理サイクルを構築・実施することにより、業務の質を継続的に改善する。
  - ウ 職員との直接対話等に努め、経営方針を職員に周知するとともに、現場の課題を適時、的確に把握し、適切に対処する。
  - エ 大学、産業界等との積極的な連携と協働を通じ、原子力の革新的科学技術を創出し、社会に実装する中継的役割を果たすとともに、効果的な国際協力によって研究開発を推進する。
- (3) 敦賀事業本部における地域共生、広報、総務、経理及び調達に係る業務を取りまとめ、管理する。

#### 4. 必要な資格・経験等

- ・ 原則として任期満了時点で70歳未満であること。(閣議決定に定められた要件)
- ・ 当法人が行う業務について、的確に遂行できる十分な能力を有していること。
- ・ 中立性・公平性を担保して業務を遂行できるよう、人格高潔で高い倫理観を有していること。
- ・ 民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体の組織等の管理経験を有し、約3,100人規模の組織を管理する十分な能力を有していること。
- ・ 民間企業や国、外国政府の諸機関との渉外交渉や調整業務を円滑に遂行することのできる十分な経験及び能力を有していること。
- ・ 科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する豊富な知識を有し、原子力の総合的研究機関副理事長として職責を果たす熱意と責任感を有すること。また、柔軟な発想や経営能力に富み、優れたリーダーシップと実行力を有すること。

## 5. 勤務条件等

### (1) 勤務条件

- ・勤務形態：常勤
- ・勤務地：東京事務所（東京都千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル）
- ・勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし
- ・給与：年収約1,900万円(税込)（地域手当、期末特別手当含む。）及び通勤手当
- ・福利厚生：健康保険、厚生年金、企業年金基金等
- ・危機管理：地震等災害時には24時間体制で勤務、緊急招集の場合あり。

### (2) 選考方法

公募により以下のとおり選考する。

- ① 一次選考（書類選考：履歴書及び自己アピール文書）
- ② 二次選考（面接審査）
- ③ 外部有識者による選考委員会の審議を経て理事長が任命

## 6. 応募方法

### (1) 応募書類等

- ① 履歴書（当機構指定様式（[PDF](#)、[Word](#)）を使用したもの）
- ② 自己アピール文書（以下についてA4 2枚以内で自由にお書きください。）
  - ・自身の知識・経験・能力・実績等を踏まえ、今回の公募に応募した動機・理由
  - ・今回応募する職務に関連した提言・抱負
  - ・自分自身について、職務に関し優れていると考えられる点 など

### (2) 応募先

郵送又はE-Mailにて上記応募書類を送付する。

- ① 郵送の場合  
〒100-8577 東京都千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル19階  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構総務部秘書課 役員公募担当 行
- ② E-Mailの場合  
Email: [secretary@jaea.go.jp](mailto:secretary@jaea.go.jp)

### (3) 応募期限

令和3年2月1日（月）必着

## 7. 欠格事項等

独立行政法人通則法又は国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法の役員欠格事項に該

当する場合は、副理事長（役員）となることはできない。また、常勤の役員は、在任中、任命権者の承認のある場合を除いて、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事することはできない。

#### 【参考】

##### ○ 独立行政法人通則法

（役員欠格条項）

第二十二條 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員兼職禁止）

第五十條の三 中期目標管理法の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（国立研究開発法人への準用）

第五十條の十一 第五十條の二から前条までの規定は、国立研究開発法人について準用する。

（以下略）

##### ○ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法

第十四條 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

- (1) 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
- (2) 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

#### 8. 問合せ先

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構総務部秘書課 役員公募担当

Tel: 03-3592-2115

Email: secretary@jaea.go.jp (Email 推奨)

この他、役員の職務・権限等については、独立行政法人通則法第二章の規定を御参照ください。

URL: [http://www.cas.go.jp/jp/doppou\\_koubo/tsuusokuhou\\_bassui.html](http://www.cas.go.jp/jp/doppou_koubo/tsuusokuhou_bassui.html)